

---

## 令和2年第3回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

---

令和2年9月4日(金)

---

### 1. 議事日程第1号

令和2年9月4日(金) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第67号から議案第91号、諮問第2号、報告第2号及び報告第3号)
- 第 5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
- 第 6 請願及び陳情、要望の上程(請願1件、陳情1件、要望1件)
- 第 7 陳情の取下げについて
- 第 8 委員会の継続審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 第 9 質疑・討論・採決

(議案第67号から議案第71号、議案第77号から議案第79号、諮問第2号)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第67号から議案第91号、諮問第2号、報告第2号及び報告第3号)
- 日程第 5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
- 日程第 6 請願及び陳情、要望の上程(請願1件、陳情1件、要望1件)
- 日程第 7 陳情の取下げについて
- 日程第 8 委員会の継続審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 日程第 9 質疑・討論・採決

(議案第67号から議案第71号、議案第77号から議案第79号、諮問第2号)

---

出席議員（14名）

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	石井龍文

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	村木賢二	議事庶務班主幹	秦久里子
------	------	---------	------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教育長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
政策法務課長	繁田良一	企画商工観光課長	衛藤正生
基地・防災対策課長	清原洋一	税務課長	衛藤善生
福祉保健課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
住民課長	穴井陸明	建設水道課長	長柄義正
農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄	人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一
会計管理者兼 会計課長	時枝弘法	教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏
教育政策課 指導企画監	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	秋好英信
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員 事務局長	和田育男
監査委員	河野好美	総務課長補佐兼 行政班主幹	園田大助

---

上程議案

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（その13）

	和解及び損害賠償の額の決定について
議案第68号	専決処分の承認を求めることについて（その14） 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）
議案第69号	専決処分の承認を求めることについて（その15） 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）
議案第70号	専決処分の承認を求めることについて（その16） 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
議案第71号	玖珠町教育委員会委員の任命について
議案第72号	玖珠町情報公開条例の一部改正について
議案第73号	玖珠町印鑑条例の一部改正について
議案第74号	玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第75号	玖珠町基金条例の一部改正について
議案第76号	玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案第77号	鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵購入契約について
議案第78号	北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の締結について
議案第79号	防災行政無線デジタル化整備事業 玖珠町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について
議案第80号	令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）
議案第81号	令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第83号	令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第84号	令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第85号	令和元年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第86号	令和元年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第87号	令和元年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第88号	令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第89号	令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第90号	令和元年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第91号	令和元年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告第2号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
報告第3号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

---

午前10時00分開議（開会）

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和2年第3回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

議員におかれましては、室内が暑くなったときには上着を脱いでも結構であります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（石井龍文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 松 下 善 法 君

10番 河 野 博 文 君

の2名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議 長（石井龍文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長（宿利忠明君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

令和2年第3回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る8月28日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。今期の定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案と5月28日以降に受理した請願・陳情等の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日9月4日から29日までの26日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認案件4件、人事案件1件、条例の一部改正案件5件、物品購入契約案件1件、請負契約の締結案件2件、令和2年度一般会計補正予算案件1件、令和2年度特別会計補正予算案件3件、令和2年度水道事業会計補正予算案件1件、令和元年度決算認定案件7件の25議案と諮問案件1件、報告案件2件でございます。今定例会に、請願1件と陳情1件、要望1件が提出されています。

なお、決算認定案件の7議案は、決算特別委員会を設置して審査の付託を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また、玖珠町選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了を控え、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙管理委員及び同補充員を本定例会中に選挙する必要があります。

なお、上程予定の議案第67号及び議案第68号から議案第70号までの4議案は、専決処分の承認を求める案件、そして議案第71号及び諮問第2号の2議案については人事案件、さらに議案第77号から議案第79号は、備品購入及び工事請負契約の締結案件であります。以上の議案については、議案の性格上、また執行上、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問者は11名であります。一般質問は、9日と10日の2日間で、1日目に6名、2日目に5名の日程で行いたいと思います。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日9月4日から9月29日までの26日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月29日までの26日間と決定いたしました。

### 日程第3 議長の諸般の報告

○議 長（石井龍文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

まずもって、世の中を大きな渦に巻き込んでいる新型コロナウイルス感染症ですが、今なお感染の恐怖を拭い去ることができず、当たり前の日々がどれほど大切で、幸せだったか痛感しているところでもあります。

新型コロナウイルス感染症予防対策のために、日本中の多くの行事、イベントが中止となり、ここ玖珠町においても、童話の里夏祭りや祇園大祭、塚脇地蔵講、各地区盆踊りなど多くの行事が、中止や縮小となりました。

連日のマスコミ報道で、多くの感染者数が報告されていますが、このような中、不眠不休で闘っておられる医療関係者の方々には感謝の気持ちでいっぱいでもあります。

我々一人一人が、新しい生活様式を遵守し、自覚を持って向き合わなければならないと思っております。今後は新型コロナウイルス感染症との共存を覚悟しなければならないと思われるところです。

また、さきの7月豪雨については、国の激甚災害指定となりましたが、日夜災害復旧業務に取り組まれている役場職員の皆様に玖珠町議会を代表して心より感謝申し上げます。

今議会においても災害復旧関連の補正予算等の上程がされているようでありますので、迅速な審議を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、玖珠町の基幹産業である農業、水稻栽培については、昨年も大発生して農家に深刻なダメージを与えたトビイロウンカが今年も大量発生している状況です。大分県農林水産研究指導センターが県内全域に病虫害発生警報を発令していますが、それぞれの地域が一体となって防除、栽培管理に力を入れる必要があるとも言われていますが、多大な農作物被害が出ないことを願っております。

そして、さらに心配なことは、週末に近年まれに見る勢力で九州に接近、上陸するおそれがある台風10号ですが、気象庁は、台風が上陸せず九州の西の海上を通った場合でも甚大な被害が予測されるとして、早めの備えをするよう求めています。さきの7月豪雨災害のような、住民生活に多大な被害が出ないことを祈るばかりであります。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 議案の上程

（議案第67号から議案第91号、諮問第2号、報告第2号及び報告第3号）

○議 長（石井龍文君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第67号から議案第91号までの25議案及び諮問1件並びに報告2件について、一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第67号から議案第91号までの25議案と諮問1件並びに報告2件につきましては、一括上程することに決定いたしました。

## 日程第5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明

○議長（石井龍文君） 日程第5、町長に行政報告並びに提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、台風10号の影響が心配される中、また、何かとお忙しい中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

では、早速でございますが、今定例会の開会に当たりまして、まず行政報告を行った後、提出を申し上げました諸議案の概要及び提案理由につきまして、説明を申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

最初に、令和2年7月豪雨について報告をいたします。

今回の豪雨により被害に遭われた方々、また、関係される方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の豪雨は、7月6日朝の降り始めから、14日の警報解除までの9日間にわたりまして、総雨量で700ミリを超える大雨となりました。町内12か所に設けました避難所には、日間の最高で208名の方々が避難をされましたが、コロナウイルス感染防止対策を考慮いたしまして、入所時の検温や保健師による巡回など、避難所での感染防止に特に留意をしまいったところでございます。

また、被害は町内各地に様々な形で確認をされておりますが、建物の全壊が2棟、半壊が17棟を含む80件以上の被害報告を確認しているところでございます。住宅再建支援金の交付とともに、大分県が集約いたしました義援金1次分といたしまして275万円については、義援金配分委員会を設けて、全壊・半壊等の被災者の方々へ配分を決定、交付をいたしましたところでございます。

また、玖珠町独自では、大分銀行とゆうちょ銀行に義援金の受入れ口座を開設し、今年12月末を目途に現在義援金を募っているところでございます。9月1日現在、96件、192万841円の支援をいただいておりますが、こちらも義援金配分委員会に諮りまして、配分を予定しているところでございます。

このような義援金以外にも、今回の豪雨災害に対しまして、全国各地の個人、団体、自治体など、多くの皆様から、心温まる数多くの支援物資、災害見舞金等を頂いております。町長名義のお礼状により随時感謝の意を申し上げているところでございます。

頂戴いたしました支援物資は、飲料水、マスク、消毒液、非常食などの日用品や、土砂撤去作業に使われる土のう袋、一輪車、スコップ、ブルーシート等々、生活に密着したものばかりでありまして、必要とされる町民の方々へ随時提供をしているところでございます。

なお、災害見舞金につきましては、9月1日現在、209万円の御寄附をいただいております。今後、復興を進める中で、適切に活用させていただきたいと考えております。

また、ふるさと納税では、今回の豪雨災害に特化して返礼品を伴わない特設サイトを設けまして、9月1日時点、834件、800万2,120円という善意が寄せられているところでございます。

公共土木施設につきましては、町道や河川など合計78か所に被害を受けましたが、特に下泊里橋の崩落によって、旧北山田簡水区域の約360世帯が断水状態となり、該当の地域の皆さんには大変な御不便をおかけいたしました。断水期間中に、大分市上下水道局、大分県薬剤センター、自衛隊玖珠駐屯地から職員派遣や給水車対応をいただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

農地・農業用施設被害では、農地並びに水路など農業施設で合計678か所、林道7路線9か所に被害を確認しております。国の災害査定が9月から12月末にわたって行われる予定でございますので、災害査定に向けまして、それぞれ準備を行っているところでございます。

被災された方々への健康支援につきましては、県から派遣いただいた東部及び西部保健所の保健師の方2名と玖珠町の保健師及び事務職員が4班体制を組みまして巡回相談を実施しながら、必要によりまして、石けんや消毒液、消石灰など配付してまいりました。さらに、高齢等で石灰や消毒液の散布が難しい御家庭に対しましては、町職員が代わりに散布を実施するなど、寄り添った対応ができたと考えているところでございます。

続きまして、教育関連施設につきましては、わらべの館の事務室棟が浸水する被害もありましたが、運営には支障はございませんでした。また、総合運動公園の陸上競技場、野球場、多目的グラウンドが浸水しまして、野球場の放送設備機器が故障したり、協心橋の下流側が広範囲に洗掘されるなど、公共施設や公的広場にも被害を受けました。河川敷につきましては、既に流木処理や草刈りなど緊急的な対応は行ったものの、護岸崩壊や河川敷洗掘については、国の査定が伴う本格的な復旧工事となるため、大分県玖珠土木事務所へ早期復旧対応を要請してまいりましたが、玖珠町が行うほうが早期に効果的に復旧できる内容もあることから、役割分担も含めまして協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症関連の報告を申し上げます。

1人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、本町も災害救助法が適用されたことから、申請期限を10月19日まで2か月間延長することにいたしました。

しかしながら、給付申請手続は極めて順調に進んでおりまして、9月1日現在、給付済みは世帯数で6,623世帯、人数で1万5,032名に対しまして15億320万円を給付しているところでございます。これは、人数比率で99.7%に相当し、未申請の世帯は残り僅か17世帯となりましたので、今後、6週間の中で個別対応を重ねるなど、未給付者の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、在宅が続いた児童生徒等への支援といたしまして、玖珠町独自の児童生徒等休業支援事業につきましては、一般商店や飲食店で使用可能な商品券6,500円分を、高校生まで2,045名に対しまして、それぞれ保護者宛てに送付をいたしましたところでございます。今後も、新生児や転入者など、12月28日

まで受付した方々へは随時配付することといたしまして、児童・生徒への支援と町内消費喚起の両面で進めてまいりたいと考えております。

これ以降は、開催行事等を時系列にて報告を申し上げたいと思います。

まず、6月30日、道の駅童話の里くすにおきまして、一般社団法人くすみち令和2年度第1回理事会が開催されまして、秋吉副町長が理事長に選任をされました。理事の任期は2年でございますが、今回は、任期途中であるため残り期間の1年間が任期となっております。

7月24日、玖珠祇園大祭が規模を縮小する形で実施されました。新型コロナウイルスの終息と、復興に向けて明るい希望を与えるため、花火の打ち上げもあったところでございます。

8月8日土曜日ですが、7月の豪雨災害により運休しておりました特急ゆふいんの森号が、豊後森駅から博多駅の間で運行再開となりました。久大本線の全線復旧までは、豊後森駅が終点・始発駅となることから、情報発信により、くすまちを周知、アピールする取組として、子ども駅長による出迎えや、降り立ったお客様へ地元の新鮮野菜を提供するなど、再開後第1号便を歓迎いたしましたところでございます。

8月22日、はだしで遊ぼう林間学校が、久留島武彦記念館と三島公園で行われました。この催しは、久留島先生が北九州で行っておいりました林間学校を模して企画したものでありまして、玖珠美山高校のボランティア13名と一般ボランティア8名の方々の協力によりまして、感染予防に配慮しながらも、はだしになってゲームや大縄跳びを楽しむなど、児童にとってよい機会となりました。

8月24日、塚脇地蔵講は、安全法要のお参りのみとなりましたが、観光協会によりますあまびえ花火大会が工業団地で行われました。コロナウイルス感染症の終息と、災害が来ないようにと祈りを込めた祭事で行われました。

以上で、報告を終わります。

続きまして、今回の定例会に上程を申し上げました議案につきまして、提案理由を説明申し上げたいと思っております。

今定例議会に上程しております議案は、合計で28議案でございます。

それでは、まず、お手元にお配りしております議案集の1ページをお開き願います。

議案第67号は、専決処分承認を求めることについて（その13）、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

この議案は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定を専決処分いたしましたので、このたび議会に報告をするというものでございます。

内容は、公用車による事故の概要でございます。去る今年の6月25日、北山田地区の町道竹野尾線を、職員が運転する公用車がカーブに差しかけた際に、対向車両がカーブを内回りして玖珠町の公用車の走行エリアへ進入して、車両の右前方部分同士が相互に衝突をしたというものでございます。

その損傷は、衝突が激しく、公用車は修理不能となり廃車となりました。責任の比率はゼロ対10で、相手方の全責任との結論が出ておりまして、賠償につきましては、車両評価額、これは残存価格で算

定をいたしますが、19万円3,833円を賠償金額として和解を行うというものでございます。

続きまして、議案集の3ページをお開き願います。

ここからは、専決をさせていただきました予算に関する議案につきまして、説明を申し上げたいと思っております。

いずれも議案については予算書別冊になっておりますので、御覧いただきたいと思っております。

まず、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（その14）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）でございます。

別冊の令和2年度一般会計補正予算（第4号）の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,731万円を増額し、歳入歳出それぞれ106億4,020万7,000円とするものでございます。この補正第4号は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る経費について計上しているものでございます。

補正予算書の12ページをお開き願います。

まず、歳入部分についてでございますが、16款国庫支出金492万8,000円の増額は、学校補償取組支援事業補助金などによるものでございます。

17款の県支出金282万7,000円の増額は、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金によるものでございます。

20款の繰入金2,955万5,000円の増額は、財政調整基金繰入金の増額によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、補正予算書は13ページをお開き願います。

まず、2款の総務費3,731万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に関する経費の計上によるものでありまして、主な内容といたしましては、高校生以下の子供を対象に支給するプレミアム商品券に係る経費、それから、学校再開に伴いまして、新型コロナウイルス感染対策強化に係る費用などを計上しているものでございます。

以上が、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（その14）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）の概要についてでございます。

なお、お手元に同じ補正予算（第4号）の概要ということで説明資料をお配りしておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の4ページのほうになりますが、御覧いただきたいと思っております。

議案第69号は、専決処分の承認を求めることについて（その15）になります。令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）でございます。

別冊の令和2年度一般会計補正予算（第5号）の資料のほうで、1ページになりますが、御覧いただきたいと思っております。

一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,900万円を増額し、歳入歳出それぞれ112億3,920万7,000円とするものでございます。

補正の第5号は、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧対策事業費についての計上となっております。

それでは、まず歳入につきまして、補正予算書の13ページを御覧いただきたいと思います。

13ページの16款国庫支出金1億3,575万9,000円の増額は、土木施設災害復旧費国庫負担金などによるものでございます。

補正予算書の14ページには、17款県支出金1億4,057万8,000円の増額、これは農林水産災害復旧費県補助金などによるものでございます。

20款繰入金でございますが、1億8,493万2,000円の増額、これは財政調整基金繰入金の増額によるものでございます。

続いて、23款町債1億3,349万9,000円の増額は、公共土木施設災害復旧事業債や農地農業用施設補助災害復旧事業債の増額によるものでございます。

続きまして、歳出になりますが、補正予算書の16ページを御覧いただきたいと思います。

歳出で、3款民生費2,238万6,000円の増額は、災害救助法に伴う応急救助に係る経費の計上によるものでありまして、主な内容といたしましては、被災された住宅の応急工事に係る費用、それから、応急仮設住宅といたしまして、民間賃貸住宅の借り上げに係る経費などを計上しているものでございます。

4款の衛生費であります、450万円の増額、これは飲料水給水施設整備事業費補助金の計上によるものでございます。

続いて、9款の消防費6,878万3,000円の増額は、災害被災者住宅再建支援事業補助金や災害廃棄物処理事業に係る経費の計上でございます。

11款の災害復旧費5億333万1,000円の増額は、災害復旧対策事業に係る経費の計上によるものでありまして、主な内容といたしましては、公共土木施設の災害復旧に係る費用、農林水産施設の災害復旧に係る費用、社会教育施設、観光施設の災害復旧に係る費用などを計上しているものでございます。

以上が、議案第69号、専決処分の承認を求めることについて（その15）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

なお、これもお手元に令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の概要ということで、別冊でお配りしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

続きまして、議案集では5ページになりますが、議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（その16）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）でございます。

これも、別冊に令和2年度一般会計補正予算（第6号）の資料をお配りしております。こちらの1ページを御覧いただきたいと思っております。

補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,912万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ114億3,833万1,000円とするものでございます。

この補正は、令和2年7月豪雨に伴います災害復旧対策事業費について計上を行っているものでございます。

それでは、まず歳入についてでございますが、補正予算書の13ページを御覧いただきたいと思いま

す。

16款の国庫支出金 1 億3,281万5,000円の増額は、土木施設災害復旧費国庫負担金によるものでございます。

23款の町債6,630万円の増額は、同じく公共土木施設災害復旧事業債の増額によるものでございます。

続きまして、歳出についてでございます。補正予算書では14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、11款の災害復旧費 1 億9,912万4,000円の増額は、下泊里人道橋の設置工事に係る経費の計上によるものでございます。

以上が、議案第70号の専決処分の承認を求めることについて（その16）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

こちらもお手元に補正予算（第6号）の概要を別冊でお配りしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

続きまして、今度は議案集のほうに戻っていただきたいと思います。議案集の6ページをお開き願います。

議案第71号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてでございます。

この議案は、玖珠町教育委員会委員の秦 亜紀さんの任期が令和2年10月20日をもって満了となるため、後任の委員として、玖珠町大字帆足450番地の1の合谷美香さんを玖珠町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるというものでございます。

任期につきましては、令和2年10月21日から令和6年10月20日までの4年となっております。

また、お手元でございます黄色の表紙の上程議案の参考資料集の1ページに、合谷さん御本人の承諾をいただきまして略歴を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の7ページになります。

議案第72号は、玖珠町情報公開条例の一部改正についてでございます。

この議案は、閲覧等によりまして一般的に入手、利用が可能な文書などについては、情報公開の対象から除外をするという改正でございます。その背景には、字図、土地一覧表の閲覧を行うには手数料が必要となりますが、公文書を公開条例に基づき請求する場合は、手数料ではなく、コピー代等で受領できるため、公平性を担保すること、さらに、公文書の公開に必要な事務量を軽減できることが主な理由でございます。

また、この改正は、公文書の公開に係る審査を経ずに、必要文書等を入手、利用できるという、市民の知る権利を守ることもつながることになります。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集では、2ページにその関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の8ページをお開き願います。

議案第73号は、玖珠町印鑑条例の一部改正についてでございます。

この議案は、近年、性の多様性について徐々に社会的な認識が進んでいく中で、LGBTなど性的少数者の方に配慮するため、総務省から、男女の別を記載しない取扱いをしても差し支えない旨の通知が出されたことから、印鑑登録証明書の性別表記を廃止するものでございます。

また、行政手続のオンライン化や住民の利便性向上、新型コロナウイルス感染防止対策を鑑み、住民窓口の密を防ぐ手段の一つといたしまして、総務省の小規模自治体向けコンビニ交付の実証事業を活用いたしまして、マイナンバーカードを所有する方はコンビニで印鑑登録証明書の取得ができるよう、条例の一部を改正するというものでございます。

なお、システム導入等の必要経費につきましては、今回、別途補正予算にて予算計上をさせていただいているところでございます。これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集3ページに関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御参照を願います。

続きまして、議案集の10ページをお開き願います。

議案第74号は、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、国の個人情報保護委員会におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務の事例が変更されたことから、条例の改正を行うというものでございます。

内容といたしましては、住民の方が重度心身障害者等の医療費助成に関する手続を行う際に、行政側から確認資料といたしまして年金に関する情報について求めておりますが、今回、法改正によりまして、保有している特定個人情報を連携して使うことができるとされたことから、情報連携ができる項目の中に、年金給付関係情報を追加するというものでございます。この改正によりまして、申請者が手続を行う際に、提出書類の削減につながるというものでございます。

なお、この件についても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の5ページに関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照をいただきたいと思えます。

続きまして、議案集の12ページをお開き願います。

議案第75号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。

この議案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源といたしまして、町民の皆様の運動習慣の定着化を図り、健康寿命の延伸を図ることを目的に、平成27年8月より開始いたしました健康ウォーク推進事業が令和2年3月31日をもって終了したことから、健康ウォーク推進事業基金を廃止するというものでございます。

これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集では6ページに関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御参照を願います。

続きまして、議案集の13ページをお開き願います。

議案第76号は、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する

基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、令和2年厚生労働省令第113号で、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、玖珠町におきましても条例を改正するというものでございます。

主な内容といたしましては、居宅介護支援事業所におきます管理者の要件を、介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更するというものでございますが、令和9年3月31日までは、その適用を猶予する経過措置を設けることにするというものでございます。

なお、この件につきましては、黄色の表紙の上程議案の参考資料集7ページに関係条例の新旧対照表を掲載しております。御参照願いたいと思います。

議案集の15ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第77号は、鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵購入契約についてでございます。

この議案は、鳥獣被害防止総合対策といたして実施しております鳥獣被害防止総合支援事業の鉄線柵購入に係る契約を、玖珠町大字塚脇316番地の1、有限会社玖珠商事と締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるというものでございます。契約金額につきましては、1,023万円（消費税を含む）でございます。

これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集では10ページから11ページにかけまして、仕様書、実施箇所の位置図など掲載をしておりますので、御参照を願いたいと思います。

続きまして、議案集の16ページをお開き願います。

議案第78号は、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の締結についてでございます。

この議案は、工事の性質上、経歴や信用を有する業者が請け負う必要がございましたので、要件設定型一般競争入札、いわゆる総合評価落札方式に付しまして、総合評価落札方式に基づき決定いたしました玖珠町大字帆足449番地の13、新成建設株式会社玖珠営業所と、請負金額1億9,415万円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

なお、工期につきましては、本契約締結の議決を受けました日の翌日から令和3年7月30日までとしております。

黄色の表紙の上程議案の参考資料集の12ページから13ページに、本事業の関係資料といたしまして、北山田自治会館の配置図、平面図及び立面図を掲載しておりますので、御参照を願いたいと思います。

続きまして、議案集の17ページをお開き願います。

議案第79号は、防災行政無線デジタル化整備事業 玖珠町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結についてでございます。

この議案は、議案第78号と同様に、要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）に付しまして、総合評価落札方式により決定されました大分市東春日町17番地19号、日本電気株式会社大分支店と、請負金額6億6,500万5,000円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

この事業によりまして、現在アナログ波で整備されている防災行政無線同報系・移動系施設をデジタル波に更新するものでありまして、防災行政無線同報系施設の親局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機、それから移動系施設の統制局といたしまして、基地局、移動局の整備を行うというものでございます。

なお、工期につきましては、本契約締結の議決を受けました日の翌日から令和4年10月31日までとしております。

これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の14ページから15ページにかけまして、本事業の関係資料といたしまして、システム系統図、それから通信ネットワーク図を添付しておりますので、御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案第80号になりますが、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

ここからは、お手元でございます補正予算（第7号）の予算書の資料のほうを御覧願いたいと思っております。

まず、1ページでございますが、一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,880万円を追加し、歳入歳出それぞれ122億6,713万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業に1億7,737万2,000円、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧対策事業に4億5,775万1,000円の増額をするというものでございます。そのほかにも、行政運営における緊急性の高い経費について計上もさせていただいているところでございます。

2ページをお開き願います。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債などが主な内容となっております。

4ページをお開き願います。

16款国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金や総務費国庫補助金などの増額でありまして、4億5,585万3,000円増額し、補正後の額を35億1,869万7,000円にするというものでございます。

17款の県支出金は、商工費県補助金や災害復旧費県補助金などの増額でありまして、9,313万5,000円を増額し、補正後の額を10億9,045万9,000円とするものでございます。

20款の繰入金は、財政調整基金やふるさと応援基金などの減額でありまして、5,011万7,000円を減

額し、補正後の額を10億6,079万7,000円とするものでございます。

21款繰越金は、令和元年度決算に伴います繰越金を1億8,927万1,000円増額し、補正後の額を2億6,427万1,000円にするというものでございます。

5ページになりますが、23款町債は、公共土木施設災害復旧事業債などの増額でありまして、1億1,820万円を増額し、補正後の額を9億8,910万6,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。

ここからは歳出になりますが、総務費、衛生費、農林水産業費、消防費、災害復旧費が主なものとなっております。

まず、2款総務費は、主に新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業を増額するものでありまして、1億9,765万2,000円を増額し、補正後の額は36億4,048万4,000円にするというものでございます。

4款の衛生費でございますが、主に給水施設整備事業費や合併浄化槽設置事業費を増額するものでありまして、3,310万6,000円を増額し、補正後の額は7億1,963万9,000円にするというものでございます。

7ページを御覧いただきたいと思えます。

6款の農林水産業費は、カウベルランド土地購入事業費や肉用牛繁殖経営体確保・働き方改革推進事業費を増額するというものでありまして、7,326万7,000円を増額し、補正後の額は7億4,365万4,000円とするものでございます。

9款であります。消防費は主に災害対策費を増額するもので、7,952万円を増額し、補正後の額を7億300万9,000円にするというものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

11款災害復旧費は、主に耕地災害復旧費や道路橋梁災害復旧費を増額するもので、3億7,553万6,000円を増額し、補正後の額を10億9,467万3,000円にするというものでございます。

9ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正につきましては、玖珠九重行政事務組合玖珠環境衛生センター長期包括的運営管理委託料玖珠町負担分を追加するものでございます。

10ページになりますが、第3表地方債補正につきましては、単独公共土木施設災害復旧事業のほか2事業を追加するもの、そして、公共土木施設補助災害復旧事業のほか1事業を変更するというものでございます。

以上が、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）の主なものでございます。

引き続きまして、議案第81号になります。令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、歳入では繰越金、歳出では基金積立金と諸支出金の償還金が主な内容でございます。3,079万6,000円を追加するというものでございます。

続いて、議案第82号になりますが、令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,549万5,000円を追加するというものでございます。

歳入では過年度介護給付費交付金や繰越金の計上、歳出では基金積立金、諸支出金の償還金の計上などが主な内容となっているところでございます。

続きまして、議案第83号になります。これは令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入では繰越金、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を93万円追加するというものでございます。

続いて、議案第84号になりますが、令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨災害によりまして、北山田上水道配水管の復旧工事を予備費から行いましたので、今後の対応に備えまして予備費を増額するなどの補正でございます。

続きまして、令和元年度の決算の認定に関する議案についてでございます。

それでは、お手元の議案集にお戻りをいただきたいと思っております。議案集のほうに戻りまして、18ページから23ページを順次御覧いただきたいと思っております。

まず、議案第85号は令和元年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号は令和元年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号は令和元年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号は令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号は令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号は令和元年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての6議案につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。

取り急ぎになりますが、続きまして議案集では24ページをお開き願います。

議案第91号は、令和元年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。

なお、議案第85号から議案第91号までの令和元年度玖珠町一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、今会期中の決算特別委員会で審議を賜りたいと存じます。

それでは、続きまして議案集の25ページをお開き願います。

諮問第2号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

この諮問は、帆足一大さんを人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるというものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年としています。

黄色の表紙の上程議案の参考資料集では16ページに、帆足さん御本人の承諾をいただきまして略歴

を記載しておりますので、御参照願いたいと思っております。

続きまして、議案集の26ページを御覧いただきたいと思っております。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類を玖珠町監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ、公表しなければならないことに基づきまして、次のとおり報告をするものでございます。

前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらは健全化判断比率と呼ばれているものでありまして、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、ほかの団体と比較することによって、財政状況を客観的に表す意義を持つというものでございます。

この健全化比率のいずれかが一定基準以上になった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないことになっております。結果でございますが、今年度も玖珠町においては、これら全ての比率において基準以下でございまして、健全化計画を策定するには至っていないという状況でございます。

議案集の27ページをお開き願います。

報告第3号についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、令和元年度決算に基づく玖珠町簡易水道特別会計及び玖珠町水道事業会計の資金不足比率につきまして、玖珠町監査委員の意見を付して、次のとおり報告するというものでございます。

これは、公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表するというものでございます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示すものでございます。

まず、簡易水道特別会計の資金不足比率でございますが、玖珠町におきましては、資金不足額はなしということでございます。

次に、水道事業会計でございますが、こちらも玖珠町においては、資金不足額はなしという結果が出ているところでございます。

以上、大変長い時間を頂戴いたしました。以上のとおり、専決処分の承認を求める案件が4件、人事案件が1件、条例の一部改正案件が5件、契約の締結案件が3件、補正予算案件が5件、決算認定案件が7件、諮問案件1件、報告案件2件、合計28件に関しまして説明をさせていただきました。

また、議決の関係でございますが、専決処分の承認を求める案件及び議案第77号から議案第79号の

契約の締結案件並びに人事案件につきましては、それぞれの目的達成のため、早期着工等を目指したいと考えておりますので、今議案での議決に向けまして、その取扱いに格段の御配慮を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、令和2年第3回玖珠町議会定例会に上程させていただきます議案の提案理由とさせていただきます。何とぞ、御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○議 長（石井龍文君） 町長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

#### 日程第6 請願及び陳情、要望の上程（請願1件、陳情1件、要望1件）

○議 長（石井龍文君） 日程第6、請願及び陳情、要望の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、請願1件、陳情1件、要望1件が提出されております。これを上程いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件、要望1件は上程することに決しました。

ここで、請願第2号について、紹介議員の説明を求めます。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 12番高田修治です。それでは、お手元の請願文書表をお開きいただきたいと思ひます。

請願書。

玖珠町長議会議長、石井龍文様。

紹介議員、高田修治。

請願者、大分県大分市大手町3の2の9、大分県地方自治研究センター、理事長、中山敬三。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願であります。

御案内のとおり、近年、人口減少、高齢化に伴う社会保障関連をはじめ、多発している大規模災害の防災・減災のための事業など、地方自治体の果たす役割が大変拡大してきております。

特に、今回、新型コロナウイルス感染症対策、7月発生の中豪雨災害の復旧など、緊急な対応にも直面しています。そのような中、地方財政需要に対するために、より自立的な地方財政制度の確立など、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、国の関係機関へ標記意見書を提出していただきますようお願いを申し上げまして、説明といたします。どうぞよろしくお願ひします。

#### 日程第7 陳情の取下げについて

○議 長（石井龍文君） 日程第7、陳情の取下げについて議題とします。

陳情第1号、陳情書（児童の通学における玖珠町からの通学補助のお願い）については、令和2年第2回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査としておりましたが、令和2年7月30日付で陳情の取下書が提出されています。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第1号の取下げの件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

### 日程第8 委員会の継続審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議 長（石井龍文君） 日程第8、委員会の継続審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

令和2年第2回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会の所掌事務について、閉会中の継続調査とした事件の調査結果を報告します。

8月28日、執行部をはじめ基地対策特別委員会委員出席のもと、委員会を開催しました。

主な経過報告。

8月20日、日出生地区自治委員との意見交換会。

8月28日、基地対策特別委員会。

付議事項。

1) 日出生地区自治委員との意見交換会について。

実施日、令和2年8月20日水曜日。

場所、日出生南部コミュニティーセンター。

参加者、日出生地区自治委員5名、執行部5名、基地対策特別委員会委員7名。

主な意見及び要望。

- ・車谷から小河内線の代替路線の整備について。
- ・演習場周辺の自衛隊車両の安全運行について。
- ・演習中の訓練区域外での牧草採取について。
- ・演習場周辺の防音工事の範囲見直しについて。

・射撃音の測定器設置箇所の変更について。

などの意見がありました。

基地対策特別委員会としては、町長をはじめ執行部と協議して九州防衛局、西部方面総監部、防衛省、大分県へ陳情・要望を行う予定です。

2) 今後の予定。

九州防衛局及び西部方面総監部に対する陳情・要望について。実施時期については、10月中旬で調整をする。

防衛省に対する要望書の提出について。実施時期については、今後の新型コロナウイルスの状況を確認して調整する。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続調査することに決しました。

以上。

○議 長（石井龍文君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号及び議案第68号から議案第70号までの4議案は専決処分の承認を求める案件、そして議案第71号及び諮問2号の2議案については人事案件、さらに議案第77号から議案第79号の3議案は備品購入及び工事請負契約の締結案件であります。

以上の議案については、議会運営委員長より報告がありましたように、性格上また執行上、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第68号から議案第70号までの4議案、そして議案第71号及び諮問2号の2議案、さらに議案第77号から議案第79号の3議案については、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

## 日程第9 質疑・討論・採決

（議案第67号から議案第71号、議案第77号から議案第79号、諮問第2号）

○議 長（石井龍文君） 日程第9、これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案集1ページをお開きください。

議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（その13）、和解及び損害賠償の額の決定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 8番大野です。

公用車が廃車処分になったということで、職員のほうには、けががなかったのかをお伺いします。

○議長（石井龍文君） 建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 職員については、当日の事故のときに、その都度すぐ日田の病院のほうに診察に行かせまして、そこの診察結果、後遺症が残る可能性があるということでありましたので、本人最寄りの玖珠町の病院のほうで紹介状を頂きまして、3日間ほど要経過を見たところですが、3日後の経過として症状はないということで報告を受けています。

以上です。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（その14）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

補正予算書第4号については、別冊となっております。

議案第68号、補正予算書第4号については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る経費の計上との説明を受けましたが、歳入歳出全体を通して質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

ここの概要に、新型コロナウイルス感染症発熱外来専用シェルター運営費助成69万円とあります。これは、玖珠郡医師会が設置した感染症発熱外来専用シェルターの運営に必要な経費として計上してあります。内訳で、玖珠町・九重町両町負担でシェルター運営費50万円掛ける2分の1の25万円とありますが、これはシェルターを実際は両町のほうで医師会のほうに設置してくれということで、設置してもらって、この運営をするようになったんじゃないんでしょうか、経緯として。

○議長（石井龍文君） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

郡医師会が設立いたしました発熱シェルターにつきましては、郡医師会のほうが当初自分たちで設置をしたいというようなお話を受けまして、その後、九重町と3者と協議をする中で、行政として何ができるかということで、5月11日から発熱外来を開設いたしました。そのときに100万円ずつ、

また今回運営費ということで25万円ずつ、両町で負担ということになっております。

○議 長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） このシェルターが今度の台風で被害を受けていませんか。確認します。

○議 長（石井龍文君） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 前回の台風9号で、ちょっと飛んで、職員の自動車にぶつかったということはお聞きをしております。

○議 長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） やはりこれは、本当は町が取り組むことの一つとは思いますが、医師会のほうで御協力いただいて、コロナの対策ということでしていただいております。

このシェルターが台風で飛んで車が被害を受けたというようなことがございますが、やはりこれの対応につきましても、まだこれは予算が専決なんですけれども、本当だったらこんな吹き飛ばすようなものじゃなくて、きちんとした形のシェルターを造って、そして、まだまだコロナウイルス対策が続くと思うんです。そういうことなので、町のほうも、もう専決で終わった中なんですけれども、やはり今後についても補助をすべきじゃないかと思うんですけれども、町長、どのように考えられますか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えいたします。

今、子育て支援課長が答弁したように、5月時点で、どんな形が医師会に対して御支援できるかなという中で、シェルターを準備させていただきました。

議員おっしゃったように、コロナウイルス対策が終わる状況にはなかなかまいりませんので、医師会とも、今、必要な器材等を随時追加、それから、また新たに必要なものがあれば、どんどん申し出て下さいという話もしておりますので、連携しながら対策を講じていくということが基本だと思います。風で飛んだとか、今、初めてその話は聞きましたけれども、必要なものは相談しながら、また予算については議員各位の御承諾を賜りながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、一緒になって取り組むことは医師会と確認はできているところでございます。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号、専決処分の承認を求めることについて（その15）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

補正予算書第5号については、別冊となっております。

議案第69号、補正予算書第5号については、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧緊急対応策に係る経費の計上との説明を受けましたが、歳入歳出全体を通して質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 概要の中にありますけれども、概要、救助費ということで、今回の災害を受けた応急仮設住宅、借り上げ事業ですね。これは何世帯の方がこれに当たるのか。そして、この借り上げは、そこの世帯の家が復旧するまでの期間なのか、それとも例えば何か月という一つの期間を決めてやっておられるのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） お答えします。

予算計上としましては、先ほど町長がおっしゃったとおり、全壊が2棟、半壊が17棟で、そのうち町営住宅の借り上げ住宅者は3件申込みがありまして、今現在2件の方が住居中であります。

家賃の予算収入としまして、10軒の9か月分を計上しているところであります。

現在、住宅の借り上げ者からの改修計画等は、今現在は受付と申請が合っている状況じゃありません。

以上であります。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（その16）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

補正予算書第6号については、別冊となっております。

議案第70号、補正予算書第6号については、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧緊急対応策に係る経費の計上との説明を受けましたが、歳入歳出全体を通して質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。黄色い表紙の資料集は1ページです。

議案第71号、玖珠町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。資料集は10ページです。

議案第77号、鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵購入契約について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。資料集は12ページです。

議案第78号、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。資料集は14ページです。

議案第79号、防災行政無線デジタル化整備事業 玖珠町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。資料集は16ページです。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

諮問第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第71号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 諮問第2号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（その13）、和解及び損害賠償の額の決定について、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第67号については、承認することに決定しました。

議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（その14）、令和2年度玖珠町一般会計補正予

算（第4号）について、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第68号については、承認することに決定しました。

議案第69号、専決処分の承認を求めることについて（その15）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第69号については、承認することに決定いたしました。

議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（その16）、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第70号については、承認することに決定しました。

議案第71号、玖珠町教育委員会委員の任命について、同意される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第71号については、同意することに決定しました。

次に、議案第77号、鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵購入契約について、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第77号については、可決することに決定しました。

次に、議案第78号、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の締結について、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第78号については、可決することに決定しました。

議案第79号、防災行政無線デジタル化整備事業 玖珠町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第79号については、可決することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦について、意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補に、帆足一大氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦について、意見を求めることについては、帆足一大氏を適任とすることに決定しました。

○議長（石井龍文君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日5日から7日は議案考察のため休会とし、8日は議案質疑といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から7日は議案考察のため休会とし、8日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月4日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 松下善法

署名議員 河野博文